

消費者団体等 ネットワーク化について

島根県環境生活総務課
消費とくらしの安全室

消費者団体の役割

	消費者の権利	消費者団体の役割
①	消費生活における基本的な需要が満たされる権利	i 買い占め等円滑な供給を妨げる事業者への働きかけ
		ii 適正な供給確保のための行政への働きかけ
		iii 共同購入等のしくみの活用・改善
②	健全な生活環境が確保される権利	i 環境破壊企業への働きかけ
		ii 環境保全・回復に向けた行政への働きかけ
		iii 環境配慮型行動の推進
③	消費者の安全が確保される権利	i 危険商品(リコール製品等)の生活環境・市場からの排除
		ii 商品テスト・事故調査の実施や行政・企業への実施・改善要望
		iii 危害情報の収集と周知
④	自主的・合理的な選択の機会が確保される権利	i 広告・計量等の適正チェック
		ii 消費者トラブル情報の収集
		iii 消費者啓発・消費者教育の推進
		iv 市場独占についての市場調査
		v 問題企業への是正要望
		vi 地域連携の推進(見守りネットワークの構築等)
		vii 差止め請求(適格消費者団体を中心)

国民生活センター『国民生活』2016年6月号28頁
 拝師徳彦「消費者団体の役割と活動」より 1

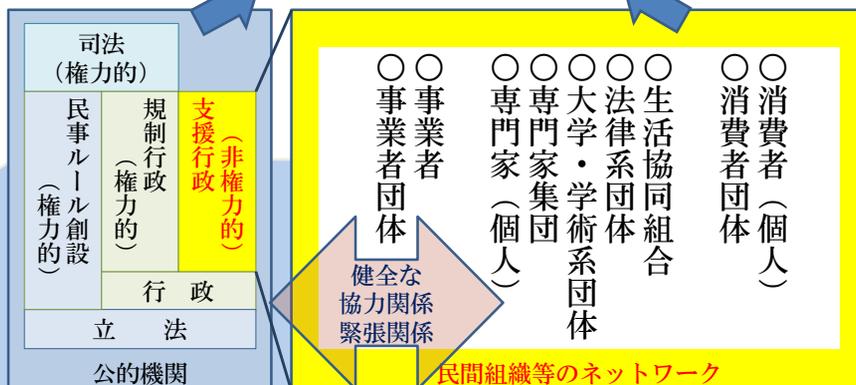
消費者団体の役割

	消費者の権利	消費者団体の役割
⑤	必要な情報が提供される権利	i 消費者関連情報の収集・整理
		ii 消費者ニーズに合った情報発信方法の活用
		iii 地域連携の推進(見守りネットワークの構築等)
⑥	教育の機会が提供される権利	i 消費者教育の実践
		ii 消費者教育の担い手育成
		iii 地域連携の推進(見守りネットワークの構築等)
⑦	消費者の意見が消費生活に反映される権利	i 各分野における専門性の向上
		ii 審議会等への人材供給
		iii 行政・立法等への働きかけ
		iv 消費者意見の収集・集約
		v 消費者の組織化
⑧	被害が適切・迅速に救済される権利	i 消費者トラブル情報の収集
		ii 紛争解決機関・専門家への橋渡し
		iii 地域連携の推進(見守りネットワークの構築等)
		iv 訴訟を通じた権利回復(特定適格消費者団体を中心に)

国民生活センター『国民生活』2016年6月号28頁
 拝師徳彦「消費者団体の役割と活動」より 2

行政と消費者団体の連携による 消費者問題解決力の向上

消費者問題＝公共課題



全体連携による最適化・相乗効果

消費者団体等ネットワーク化調査検討業務報告書の概要

(1) 市町消費者問題研究協議会等の状況 (10-22p)

- ①**構 成 員**＝婦人会を中心に老人クラブ等の団体で構成される場合が多い。
- ②**事 務 局**＝市町役場が担う場合が多い
- ③**活動内容**＝悪質商法等被害防止は全消問研に共通。消問研により他の消費者活動を行う場合も。
- ④**活動資金**＝行政からの補助金や委託事業に依る場合が多い。
- ⑤**連携に対する考え**＝多くの消問研は、他団体との連携の必要性を感じながら、新たな負担を懸念している。

6

消費者団体等ネットワーク化調査検討業務報告書の概要

(2) 他の消費者団体・組織等の状況 (23-33p)

- ①多くの組織が個別に活動しており、連携は盛んではない。
- ②**専門資格有資格者**が県内に点在しており、消費者教育活性化に重要な役割を果たすことが期待される。
- ③**法律系専門家や大学教員**は、その知見を地域に還元したいと考えている。
- ④各団体等は、ネットワーク化や連携に期待をもっている。
- ⑤いくつかの団体等は、**適格消費者団体**の設立を前向きに考えている。

7

消費者団体等ネットワーク化調査検討業務報告書の概要

(5) 島根県における可能性 (61-65p)

- ①活動内容＝団体間の交流、事業者・行政・社会へのアプローチ
- ②構成メンバー＝消問研や他の消費者団体に加え、専門家、業界団体、報道機関など多様な組織・個人に参加を促すことが有効。将来は法人化も。
- ③事務局体制＝中心的な役割を担う既存団体に他の団体・個人が助力する形態が現実的。
- ④活動資金＝会費徴収＋行政の補助・委託＋収益事業

 中長期的には適格消費者団体化の可能性

10

島根県の取り組み

報告書を受け、消費者団体等にネットワーク化を働きかける。

○平成30年度

6月……関係者間の調整開始

8月……県内各地（4カ所程度）で
消費者団体向け報告書説明会開催

秋頃……準備組織の設立

 近い将来の
全県ネットワーク組織の設立

11